

自転車保険義務化！

今こそ知っておきたい

自転車交通事故のすべて

講座概要

千葉県では、令和3年4月1日から「千葉県自転車を活用したまちづくり条例」が一部改正され、自転車保険等への加入が義務化されました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、昨今自転車通勤を行う人も増加しており、通勤に伴う自転車事故も増加する可能性があります。

今回のセミナーでは、自転車に関する交通事故を多数取り扱っている弁護士から、自転車保険加入義務化、自転車事故特有の問題点、高額賠償事例などについてご説明させていただきます。

以下についてご不安な方、ご興味がある方は、是非ともご参加ください！

- ・自転車保険加入の義務化とは？
- ・自転車事故で後遺症が残った場合はどうなる？
- ・自転車事故の場合の被害者の補償は？
- ・自転車事故の加害者側の責任はどうなる？
- ・加害者が子どもの場合に親に責任は問えるのか？

<講座目次>

1 自転車保険加入義務化

- ・加入義務化の経緯
- ・未加入の場合に起こり得ること

2 数字で考える最近の交通事故の傾向

3 自転車事故特有の問題点

- ・加害者の賠償資力
- ・後遺障害の認定
- ・過失割合

4 自転車事故の高額損害賠償事例

- ・最近の高額賠償事例

5 本日のまとめ

講師



弁護士 松本達也

(千葉県弁護士会 登録番号55674)

千葉事務所所属

交通事故チーム所属

交通事故案件、労災被害者側救済を専門に扱う。

被害者の方にとって何が一番良い解決かを模索し、納得のいく解決を目指します。



弁護士 栗津正博

(千葉県弁護士会 登録番号 49078)

千葉事務所所属

交通事故部門長

日本交通法学会所属

交通事故案件を専門に扱う。最新の法改正や裁判例を検討分析し、交通事故被害者のために最善の解決を目指す。

主催：よつば総合法律事務所 TEL 043-306-1110 FAX 043-306-1114 (担当/平木)

所内管理番号：NRW

【広告】本セミナーのご案内は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335・事務所名よつば総合法律事務所及びよつば総合法律事務所千葉事務所)に所属する弁護士大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)個人が発行責任者です。「弁護士法人よつば総合法律事務所」及び「大澤一郎個人以外の他の弁護士法人よつば総合法律事務所所属の弁護士個人」は発行責任者ではありません。

保険代理店様向け無料オンラインセミナー

開催事項

日時	2021年12月23日(木) 16:00~17:00終了(予定)
会場	ZOOMでのオンラインセミナー ※後日、セミナーのURLをメールにてご案内いたします。
受講料	無料
お申込方法	☆以下のいずれかの方法によりお申込みが可能です。 ① web フォームからのお申込み https://www.yotsubasougou.jp/application-form/seminar-2021-1223/ 上記 URL にアクセスいただき、お申込みフォームにご入力ください。 ② メールでのお申込み 会社名、ご担当者様の氏名、ご連絡先を記載いただき、メール(seminar@yotsubasougou.com)にてお申込みください。 ③ FAX でのお申込み 下記に必要事項を記入し、本書を FAX:043-306-1114 にてご返送ください。



上記の QR コードより
お申込みいただけます。

事務所紹介



千葉県内に2拠点(千葉市・柏市)、東京に1拠点を構える、弁護士16名、スタッフ19名が所属する法律事務所です。
中小企業法務・交通事故・相続・不動産・借金問題に特化して業務を取り扱っています。交通事故については、地元に着目して、千葉県内を中心に2020年12月末現在で累計21700件以上の交通事故の相談を実施してきました。
交通事故HP: <https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/>

下記に必要事項を記入し、

FAX: **043-306-1114** 迄ご返送ください(担当/平木)

貴社名		ご参加者名	
ご住所	〒		
ご連絡先	【TEL】	【メール】	

※ご記入いただいたアドレスにセミナーのURLをお送りします。

日程が合わないため、セミナー資料のメール配信を希望する(配信は本セミナー開催後となります)

【主催・お問い合わせ】 よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属)

TEL 043-306-1110 FAX 043-306-1114 (担当/平木)

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7階